

# 建設工事に係る入札・契約事務の改善について

## H31.4.1

苫小牧市では、建設工事に係る入札・契約の適正化を進めるため、次のとおり改善を実施します。

### 1 郵便入札に係る事務手続きスケジュールの見直しについて

#### (1) 目的及び効果

郵便入札に係る事務手続きの標準的なスケジュールを見直すことにより、受注者における見積期間の確保を図ります。平成31年4月1日以降の公告分から適用します。

#### (2) 競争入札に係る事務手続きの変更

※「建設工事等に係る入札事務マニュアル」の改正

以下の標準的スケジュールのとおり。（質問回答期限の前倒し、簡易型一般競争入札を2パターン化）

#### 条件付一般競争入札

現行 (予定価格1億円以上)			➔	改正後 (予定価格1億円以上)		
1	火	告示・質問受付開始		1	火	告示・質問受付開始
2	水			2	水	
3	木			3	木	
4	金			4	金	
5	土			5	土	
6	日			6	日	
7	月			7	月	
8	火			8	火	
9	水	入札参加申請受付期限		9	水	入札参加申請受付期限
10	木			10	木	
11	金			11	金	
12	土			12	土	
13	日			13	日	
14	月			14	月	
15	火	・入札参加資格審査結果通知書送付 ・質問受付締切		15	火	・入札参加資格審査結果通知書送付 ・質問受付締切
16	水			16	水	
17	木			17	木	
18	金	入札書等発送開始(期日11日前)		18	金	入札書等発送開始(期日11日前)
19	土			19	土	
20	日			20	日	
21	月			21	月	質問回答期限
22	火			22	火	
23	水			23	水	
24	木	非資格者説明要求締切		24	木	非資格者説明要求締切
25	金	質問回答期限/非資格者文書回答	質問回答期限 を前倒し	25	金	非資格者文書回答
26	土	入札書等発送期限(指定日3日前)		26	土	入札書等発送期限(指定日3日前)
27	日			27	日	
28	月			28	月	
29	火	入札書等締切(指定日)		29	火	入札書等締切(指定日)
30	水	入札		30	水	入札
31	木	落札者決定/連絡		31	木	落札者決定/連絡
32	金	契約・結果公表		32	金	契約・結果公表

簡易型地域密着一般競争入札・指名競争入札



新設パターン

1	火	告示・質問受付開始
2	水	
3	木	
4	金	入札書等発送開始 (指定日11日前)
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	質問受付期限
9	水	
10	木	
11	金	回答期限
12	土	入札書等発送期限 (指定日3日前)
13	日	
14	月	
15	火	入札書等締切(指定日)
16	水	入札
17	木	落札者決定/連絡
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	入札参加不資格説明要求期限
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	入札参加不資格回答期限

質問回答期限  
を前倒し

1	火	告示・質問受付開始
2	水	
3	木	
4	金	入札書等発送開始 (指定日11日前)
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	質問受付期限
9	水	
10	木	質問回答期限
11	金	
12	土	入札書等発送期限 (指定日3日前)
13	日	
14	月	
15	火	入札書等締切(指定日)
16	水	入札
17	木	落札者決定/連絡
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	非資格者説明要求期限
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	非資格者回答期限

発送期限を  
後ろ倒し  
→入札日も  
1週間後ろ倒し

1	火	告示・質問受付開始
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	質問受付期限
9	水	
10	木	
11	金	質問回答期限 入札書等発送開始 (指定日11日前)
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	入札書等発送期限 (指定日3日前)
20	日	
21	月	
22	火	入札書等締切(指定日)
23	水	入札
24	木	落札者決定/連絡
25	金	契約・結果公表
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	非資格者説明要求期限
=====		
37	水	非資格者回答期限

## 2 配置技術者の途中交代に係る要件緩和について

### (1) 目的及び効果

監理技術者、主任技術者及び現場代理人の途中交代について、途中交代が認められる事例を追記し、建設工事の適正な施工確保と技術者の有効活用を図ります。

### (2) 改善内容

※「建設工事等に係る入札事務マニュアル 5技術者等の適正配置」の記載変更。

配置技術者については、適正な施工確保を阻害するおそれがあるため、原則工期途中での交代は認めておりません。

ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真に止むを得ないと認められる事情がある場合のほか、次に掲げる場合等は除きます。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、途中交代する場合は、直接建設工事を請け負った建設業者（元請）は、監督員（担当課）及び契約担当者（契約課）と事前協議を行った後、主任（監理）技術者の変更届の提出が必要となります。

このとき、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、元請は、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。また、市の求めに応じて、工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報について説明すること。

（下線部は、変更箇所を示します。監理技術者制度運用マニュアル二一（四））

## (1) 目的及び効果

現場代理人の常駐義務範囲を明確にするとともに、他工事の現場代理人との兼任要件を柔軟に設定可能とすることにより、建設工事の適正な施工確保と人材の有効活用を図ります。

平成31年4月1日から適用します。

## (2) 改善内容

※「苦小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」「現場代理人兼務届出書」の改正

- ・ 現場代理人の常駐義務範囲を明確にします。
- ・ 現場代理人が他方の工事の現場代理人を兼ねることを「兼任」とし、技術者の兼任と用語統一します。
- ・ 建設業法施行令第27条第2項の規定により密接な関係のある工事間で専任の主任技術者が兼任する場合、現場代理人を兼任可とします。
- ・ 本市が発注する予定価格3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)の工事である場合、現場代理人の兼任対象工事が対象外工事を入札告示別表、特記仕様書等で明記します。  
(これまでの1,000万円以上か未満かの金額による区別はなくなります。)
- ・ 兼任対象工事の場合、連絡員の要否、兼任要件を特記仕様書等に記載します。
- ・ 現場代理人の兼任手続きの流れは従前どおりですが、新様式「現場代理人兼任届出書」を使用してください。

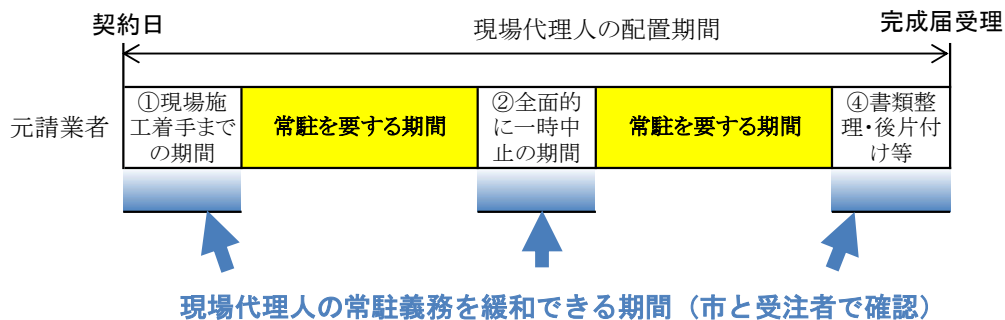
## (3) 常駐義務の緩和

現場代理人の配置期間は、工事着手日から完成届受理日までです。

工事請負契約約款第10条第2項に基づき、現場代理人の常駐義務があります。ただし、次の①～④のいずれかの期間に該当する場合については、常駐を要しないこととすることができます。

ただし、常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間  
例: 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ その他工事現場において作業等が行われていない期間  
例: 現場作業終了後、完成届提出までの期間(書類整理・後片付け)等



#### (4) 現場代理人の兼任対象工事

兼任を認めることができる工事は、次のア又はイに該当する工事です。

ア 次の①～③のすべてを満たす工事

- ① 本市発注の工事であること
- ② 予定価格が3,500万円未満(建築一式は7,000万円未満)の工事であること
- ③ 現場代理人を兼任不可とする工事でないこと。(入札告示別表、特記仕様書等で明記)

兼任対象外工事は  
全工期において兼任不可

イ 建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件の工事(「苫小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領」を参照)

(参考)現場代理人が工事現場を兼任する場合の事例(現場代理人が技術者を兼務している場合)

	事例1	事例2	事例3	事例4
	監理技術者	主任技術者		
技術者	下請金額 4,000万円以上 (建築一式 6,000万円以上)	非専任 3,500万円未満 の工事 (建築一式 7,000万円未満)	専任 3,500万円以上 の工事 (建築一式 7,000万円以上)	建設業法施行令第 27条第2項に該当 (技術者兼任可)
現場代理人	兼任不可	兼任可 (条件あり)	兼任不可	兼任可 (条件あり)

#### (5) 兼任の承認

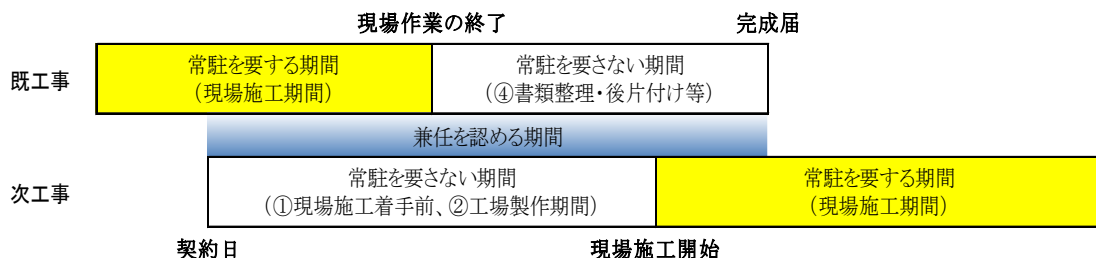
兼任対象工事について、合計2件まで現場代理人の兼任を認めることができます。

ただし、兼任を認めるか否かについては、以下の要件のほか、安全管理、工程管理、難易度、施工内容等を勘案し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないかを総合的に判断しますので、兼任を認められない場合があります。

※兼任対象工事の兼任要件については、特記仕様書等に記載します。

##### ア 兼任する2件の工事の「常駐を要する期間」に重複がないこと。(現行どおり)

事例1 現場施工に着手するまでの期間又は工場製作のみが行われている期間内に既工事の現場作業が終了する場合

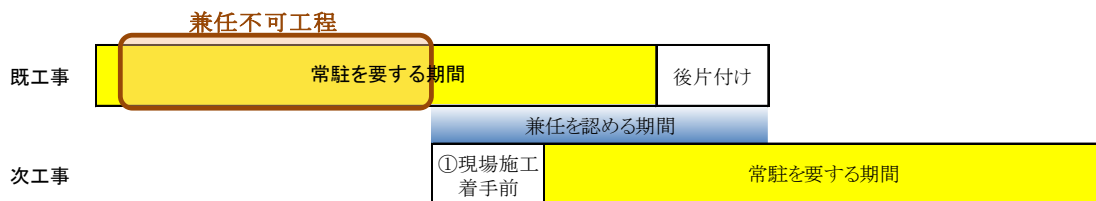


##### イ 常駐を要する期間に重複がある場合であっても、特記仕様書等において兼任を認めないと指定する期間(工程)と重複がないこと。

例・「常駐を要する期間が他方の工事の常駐を要する期間に重複がある場合は、原則、現場代理人の兼任を認めない。」

・「〇〇作業の期間は現場代理人の兼任を認めない。」

事例2 特記仕様書で定める兼任が認められない作業(工程)が他工事の工期と重複していない場合



#### ウ 事情を勘案し、兼任を認めることが妥当と判断されるもの。

例 ・災害復旧工事(緊急工事を含む。)

#### (6) 兼任要件(受注者の責任)

- ・ 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、必ずいずれかの工事現場に常駐し、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に執行すること。
- ・ 監督員と常に連絡を取れるよう、それぞれの工事に連絡員(受注者の社員(役員を含む。))を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を配置すること。ただし、携帯電話等により現場代理人との連絡体制の確保に支障が生じるおそれがなく、かつ、監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (7) その他

- ・ 現場代理人の兼任をしようとする場合は、対象となる工事のそれぞれの監督員に事前に連絡をした上で、「現場代理人兼任届出書」を提出します。
- ・ 現場代理人の兼任をすることによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、市は、現場代理人の兼任を取り消すものとします。

## 苫小牧市現場代理人の兼任等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、発注者が現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととした場合の事務取扱について必要な事項を定める。

(配置期間)

第2条 現場代理人の配置期間は、当該工事の着手日から完成届提出日までとする。

(常駐を要しない期間)

第3条 現場代理人は、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制が確保され、必要に応じて工事現場に立ち会う等速やかな対応が取れるときには、工事現場における常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼任を認める工事)

第4条 現場代理人の兼任を認めることができる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

(1) 次に掲げる条件をすべて満たす工事

ア 本市発注の工事であること。

イ 予定価格が3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）の工事であること

ウ 現場代理人を兼務不可とする工事でないこと。（入札告示別表、特記仕様書等に明記する。）

(2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が管理できるとされた密接な関係のある2件の工事

2 次に掲げる事項を考慮し、合計2件までの工事について現場代理人の兼任を認めることができる。ただし、安全管理、工程管理上の理由等により兼任を認めることが適当でないと判断される場合は、兼任を認めない。

(1) 常駐を要する期間（配置期間のうち常駐を要しない期間を除いた期間）が兼任する工事の常駐を要する期間に重複しないこと

(2) 特記仕様書等において兼任を認めないと指定する期間（工程）との重複がないこと

(3) 事情を勘案し、兼任を認めることが妥当と判断されるものであること

3 前項の兼任件数に少額工事等及び見積工事の件数を含まないものとする。

(兼任の届出)

第5条 現場代理人の兼任をしようとする場合は、「現場代理人兼任届出書」（様式1）を市長に提出しなければならない。

(安全管理等)

第6条 受注者は、現場代理人を兼任させた場合は、現場代理人を一方の工事に偏ることなく、必ずいずれかの工事現場に常駐させるとともに、安全管理の不徹底による事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理等について、より一層の配慮をしなければならない。

(連絡体制)

第7条 受注者は、現場代理人が常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えること。兼任の有無にかかわらず、一時的に現場を離れる場合も同様とする。

2 受注者は、現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等（役員を含む。）で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期さなければならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(兼任の取消し等)

第8条 現場代理人の兼任をすることによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任を取り消すものとする。

(営業所の専任技術者等との兼務)

第9条 現場代理人は、主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、第4条第1項第2号の工事を除き、現場代理人が専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、現場代理人は他の工事の現場代理人を兼任することはできない。

2 建設業法（昭和24年法律第100号）における営業所の専任技術者については、予定価格が500万円未満の工事1件に限り、現場代理人との兼務を認めるものとする。この場合、第5条から第8条までの規定を準用する。

附 側

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 苫小牧市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置試行取扱要領（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 側

この要領は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 側

この要領は、平成31年4月1日から施行する。



様式 1

工事等記号番号	( )
---------	-----

現場代理人兼任届出書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

住 所

名 称

代表者

印

現場代理人 \_\_\_\_\_ を兼任させたいので、次のとおり届出します。

なお、工事の施工に当っては、それぞれの監督員の指示に従い、安全管理及び工程管理に万全を期すことを誓約します。兼任が続行できないと判断された場合には、兼任を取りやめます。

工事 1 現在、現場代理人として従事している工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 2 上記代理人が、これから兼任しようとする工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 まで
契 約 金 額	円
工 事 担 当 課	部 課

工事 1	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	

工事 2	決裁年月日	課長 係長 係	工事監	

○苦小牧市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>苦小牧市現場代理人の<u>兼任等</u>に関する事務取扱要領</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(配置期間)</u></p> <p>第2条 <u>現場代理人の配置期間は、当該工事の着手日から完成届提出日までとする。</u></p> <p><u>(常駐を要しない期間)</u></p> <p>第3条 <u>現場代理人は、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制が確保され、必要に応じて工事現場に立ち会う等速やかな対応が取れるときには、工事現場における常駐を要しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</u></p> <p><u>(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</u></p> <p><u>(3) 工事の全部の施工を一時中止している期間</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</u></p> <p><u>(兼任を認める工事)</u></p> <p>第4条 <u>現場代理人の兼任を認めることができる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる条件をすべて満たす工事</u></p>	<p>苦小牧市現場代理人の<u>兼務</u>に関する事務取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、苦小牧市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、発注者が現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととした場合の事務取扱について必要な事項を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 <u>本市が発注する予定価格が3,500万円未満の工事(建築一式工事は7,000万円未満)においては、2件まで現場代理人の兼務を認めるものとする。なお、少額工事等及び見</u></p>

ア 本市発注の工事であること。

イ 予定価格が3,500万円未満（建築一式工事は7,000万円未満）の工事であること

ウ 現場代理人を兼務不可とする工事でないこと。（入札告示別表、特記仕様書等に明記する。）

（2）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が管理できるとされた密接な関係のある2件の工事

2 次に掲げる事項を考慮し、合計2件までの工事について現場代理人の兼任を認めることができる。ただし、安全管理、工程管理上の理由等により兼任を認めることが適当でないと判断される場合は、兼任を認めない。

（1）常駐を要する期間（配置期間のうち常駐を要しない期間を除いた期間）が兼任する工事の常駐を要する期間に重複しないこと

（2）特記仕様書等において兼任を認めないと指定する期間（工程）との重複がないこと

（3）事情を勘案し、兼任を認めることが妥当と判断されるものであること

3 前項の兼任件数に少額工事等及び見積工事の件数を含めないものとする。

（兼任の届出）

第5条 \_\_\_\_\_現場代理人の兼任をしようとする場合は、「現場代理人兼任届出書」（様式1）を市長に提出しなければならない。

（安全管理等）

第6条 受注者は、現場代理人を兼任させた場合は、現場代理人を一方の工事に偏ることなく、必ずいずれかの工事現場に常駐させるとともに、安全管理の不徹底による事故等が起きるこ

積工事は件数に含めないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、予定価格が1,000万円以上3,500万円未満の工事（建築一式工事は7,000万円未満）については、次の各号に掲げる期間を除き兼務に係る工事の工事期間が重複していない場合に限り、現場代理人の兼務を認めるものとする。

（1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（2）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（3）前2号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（兼務の届出）

第3条 前条第1項により、現場代理人の兼務をしようとする場合は、「現場代理人兼務届出書」（様式1）を市長に提出しなければならない。

（安全管理等）

第4条 受注者は、現場代理人を兼務させたことにより

\_\_\_\_\_安全管理の不徹底による事故等が起きるこ

とがないよう、工事現場における安全管理及び  
工程管理等について、より一層の配慮をしなければ  
ならない。

(連絡体制)

第7条 受注者は、現場代理人が常に市及び工事  
現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち  
会うことができる体制を整えること。兼任の有  
無にかかわらず、一時的に現場を離れる場合も  
同様とする。

2 受注者は、現場代理人を兼任するそれぞれの  
工事に、受注者の社員等（役員を含む。）で確  
実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理  
人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に  
配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万  
全を期さなければならない。ただし、あらかじめ  
市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(兼任の取消し等)

第8条 現場代理人の兼任をすることによって、  
現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工  
事となったときは、現場代理人の兼任を取り消  
すものとする。

(営業所の専任技術者等との兼務)

第9条 現場代理人は、主任技術者又は監理技術  
者を兼務することができる。ただし、第4条第  
1項第2号の工事を除き、現場代理人が専任の  
主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、  
現場代理人は他の工事の現場代理人を兼任す  
ることはできない。

2 建設業法（昭和24年法律第100号）にお  
ける営業所の専任技術者については、予定価格  
が500万円未満の工事1件に限り、現場代理  
人との兼務を認めるものとする。この場合、第  
5条から第8条までの規定を準用する。

とがないよう、工事現場における安全管理及び  
工程管理等について、より一層の配慮をしなければ  
ならない。

(連絡体制)

第5条 \_\_\_\_\_常に市及び工事  
現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち  
会うことができる体制を整えること。

(兼務の取消し等)

第6条 現場代理人の兼務をすることによって、  
現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工  
事となったときは、現場代理人の兼務を取り消  
すものとする。

(営業所の専任技術者\_\_\_\_\_)

第7条 建設業法\_\_\_\_\_にお  
ける営業所の専任技術者については、予定価格  
が500万円未満の工事1件に限り、現場代理  
人との兼務を認めるものとする。この場合、第  
3条から第6条までの規定を準用する。

(様式1) 現場代理人兼任届出書

附 側

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(様式1) 現場代理人兼務届出書